

「少年非行対策のための提案」に対する意見書

2003年10月16日
日本弁護士連合会

本意見書は、時間の制約上、「少年非行対策のための提案」の主要な問題点について当連合会の意見を述べるものであり、各論的に示されている個々の対策のすべてにつき網羅的に意見を述べるものではない。

第1 意見の趣旨

政府の青少年育成推進本部は、鴻池祥肇前国務大臣提案にかかる「少年非行対策のための提案」につき、これを「青少年育成施策大綱」に盛り込むような取り扱いをすべきでない。

第2 意見の理由

1. 「少年非行対策のための提案」が出された経緯の問題点

本年9月18日、鴻池祥肇国務大臣（当時）は、「少年非行対策のための提案」（以下「提案」という）を発表し、小泉純一郎首相に報告した。これに対し、首相は、本年10月にも取りまとめが見込まれる「青少年育成施策大綱」（以下「大綱」という）に盛り込めるものは盛り込むように指示したと報道されている。

しかしながら、そもそも「大綱」は、内閣府が2002年4月から開催した「青少年の育成に関する有識者懇談会」が本年4月に取りまとめた「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書」（以下「報告書」という）に基づき、青少年育成推進本部（青少年の育成に関する施策について関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員として、本年6月の閣議決定により設置された）が6月から既に取りまとめ作業に入っていたものである。

ところが、7月に長崎市の幼児誘拐殺人事件で12歳の少年が補導されたことを背景に、鴻池国務大臣（当時）は、この「大綱」案を「スローガンばかりで国民から非難される」と批判し（報道による）、急遽「少年非行対策のための検討会」の設置を提案、主宰し、7月15日から9月12日まで、わずか2ヶ月、計6回の開催の後、「提案」を発表した。

しかも、「提案」そのものに記載されているとおり、その内容は鴻池前国務大臣が「私の考えに基づき整理し、取りまとめたもの」であって、「検討会の委員の総意をとりまとめたものでもないし、まして政府の見解でもない」というのである。その上、後述するように、「報告書」と「提案」とでは、「大綱」の大前提となるべき基本的な青少年観が真っ向から対立すると言っても過言でなく、青少年に対する施策の方向性もまったく異なっている。

上記のような「提案」が出された経緯と内容にかんがみれば、「提案」は、それ自体認めるとおり「国民的な議論の参考」とするのはともかく、少なくとも「報告書」とはまったく次元の異なるものであるから、直ちにこれを「大綱」に盛り込むというような扱いをすべきではない。

2. 国連・子どもの権利委員会の勧告及び提案の完全実施こそ重要

1998年6月5日、国連・子どもの権利委員会は日本に関する総括所見を採択し、日本政府に対し子どもの権利条約に沿った施策を実施するように22項目にわたる勧告と提案を行った（以下「1998年勧告」という）。少年司法制度に関しては、条約およびベキンルールズ等の国連基準に照らして見直しを図るよう勧告し、ことに身柄の拘束に代わる措置の創設、監視および不服申立手続ならびに代用監獄の実態に特別な配慮が払われるべきであるとしている。同委員会は、2004年1月には「1998年勧告」に対する日本政府の施策の実施状況について評価を行う予定である。しかし、政府は、勧告を受けて以後、これに沿った積極的施策をまったくと言ってよいほど実施していない。

政府の青少年育成推進本部が「次代を担う青少年の育成に関する施策」を作成するにあたり第一に留意しなければならないのは、「1998年勧告」に沿った積極的施策を盛り込むことである。そのうえで、前記「報告書」に示された有識者の意見をもとに、子ども自身や教育、福祉等の現場の声を広く聴取するなどして、国民的な議論を踏まえた「大綱」を策定すべきである。

3. 「提案」の青少年観・少年犯罪観の問題点（「はじめに」について）

（1）少年犯罪の現状に対する誤った認識

ア. 「報告書」と異なる現状認識

「提案」は、「はじめに」において「治安の悪化に対する不安感が増す中、特に少年犯罪への対応が、今、政府に強く求められている」根拠として、全刑法犯のうち4割、街頭犯罪の7割が少年犯罪であり、「少年犯罪は戦後第四のピークを迎えた」、「少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進んで」との少年犯罪の現状認識を示している。

しかしながら、「報告書」の「補論：少年犯罪について」では上記のような現状認識は示されていない。「報告書」は、多様な罪種ごとに状況が異なること、長期傾向を見るか短期傾向をみるかにより評価が異なることなどを理由に「少年犯罪が増加しているか減少しているか、あるいは、凶悪化しているか否か」といった現状認識については見解が分かれている」と述べ、2つの見方を示している。

一つは、少年の刑法犯検挙人員の人口比（同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員）について増加しているとの認識に立つ見解である。すなわち少年の検挙人員の人口比は「最近の10年程度に着目すれば、増加傾向を示しているといえる」との立場である。しかし、この立場は、増加傾向という評価の前提として「少年の検挙人員の人口比は、その時々々の社会情勢等を反映して増減を繰り返している。成人の人口比はおおむね一貫して減少してきたのに対し、少年の人口比は長期的に一貫した傾向というものはみられない」と述べ、少年犯罪は少年自身の変化というよりも社会情勢に応じて増減しているという分析を行っている。

他方、少年犯罪が増加しているとの評価をしない立場の見解は「戦後の混乱期には、犯罪が起こっても現代ほどの確に把握されなかったであろうといったことや、例えばかつての村社会において顔見知りの少年が畑から作物を盗んでも警察へ届け出る場合は少なかったであろうといったことも考えられる。このため、都市化がかなり進む以前はいわ

ゆる暗数が大きいと推測され、現代の数値を深刻に見過ぎない方がよいのではないかと指摘している。

このように「報告書」は、少年犯罪が増加しているか否かについては結論を出しておらず、しかも、増加しているとの評価を行う立場も、近時10年間の増加傾向を指摘しているにとどまるのであり、「提案」のような「少年犯罪は戦後第四のピークを迎えた」という危機的現状認識はどこにも示されていない。

むしろ、「報告書」では、18歳未満の少年の検挙人員の人口比について、「アメリカの2分の1、ドイツの5分の1であり、特に「殺人及び強盗では極めて低くなっている」との指摘がなされており、「提案」のように少年犯罪が治安を悪化させ、政府の治安対策強化が強く求められているといった国民の不安を煽るがごとき現状認識はまったく示されていないのである。

イ．「少年犯罪の凶悪化・低年齢化」なる現状認識について

「提案」は、「沖縄の中学二年生による殺害事件や長崎の12歳の少年による男児誘拐殺人事件など、少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進んで」といるとの現状認識を示している。上記の稀な2つの事件を根拠に少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進んでいるなどという一般的傾向評価を行うことは誤りである。

「報告書」の凶悪犯に関する分析も「増減については、平成に入るまでは、特に16～17歳、18～19歳の低下により全体の水準が低下した」と述べており、低年齢化についての指摘はなされていない。また、「報告書」の上記分析は、マスコミ等で喧伝されている「凶悪犯の低年齢化」なるものの実像は、16歳、17歳の間少年や18歳、19歳の年長少年の凶悪犯検挙人員が減少してきたために14歳以下の少年の割合が高まったように見えるに過ぎないことも示唆している。

戦後、14歳未満の少年による殺人事件は他にも発生したことがあるが、「凶悪化・低年齢化」などという評価がなされたことはない。「提案」のように「凶悪化・低年齢化」などと安易に一般化することは、社会の不安をいたずらに煽り、青少年に対する誤った施策を導くことに繋がる。冷静かつ慎重に受け止めるべきことを強く指摘したい。

なお、「提案」の「はじめに」は「街頭犯罪のうち7割が少年犯罪」と指摘し、少年が街頭で凶悪粗暴行為に及ぶ数が増えているかのような印象を与えている。しかしながら、警察庁生活安全局少年課作成の「少年非行等の概要（平成15年上半期）」によれば、「街頭犯罪」で検挙された少年の約9割は、車上狙い、オートバイ盗、部品盗、自動車盗、自転車盗、自販機荒しといった非粗暴犯によって占められており、少年が街頭において凶悪粗暴犯罪を多発させ治安を悪化させていることを示すような統計にはなっていないことを付言する。

ウ．少年犯罪の動向と少年司法に対する総体的評価

「報告書」は、我が国の少年犯罪の動向及び刑事政策対応について重要な指摘を行っている。すなわち、「報告書」は、生まれた年代別の犯罪傾向に関して次のように指摘する。

「比較的検挙人員の人口比が高かった世代も含めほとんどの世代において、18～19歳から成人期にかけて犯罪が減少し落ち着いていく傾向にある。10代半ばの時期

に犯罪を犯した少年の多くが、成長につれて心理的にも落ち着き、事件を起こさなくなっていく様子がうかがわれる」

この分析が示すとおり、我が国の少年司法システムは概ね良好に機能しており、少年犯罪の現状から治安政策強化が課題とされるような状況は存在しない。少年司法システムが現在の保護主義のもとでさらに発展充実されるべきは当然であるとしても、これを否定するような事態はなんら存在しないのである。

(2) 「少年は加害者であると同時に被害者でもある」との見方の否定

「提案」は、「現在の少年犯罪・非行の中心は『非社会型』『遊び型』非行といわれ、無力感からのがれるために享乐的雰囲気にも身を委ね、弱者をいじめることが特徴であるといわれている。(中略)戦後に旧少年法が作られたときと同様の意味で、社会が悪い、そして少年は加害者であると同時に被害者でもあるといえるのか疑問があると言わざるを得ない」と述べている。

これは、「報告書」が「大人たちの眉をひそめさせる今の青少年の行動には、当の大人たちが若かったころにも存在していたものもあるし、また、昔の青少年と異なる行動だからといって直ちに非難すべきものでもないだろう」、「青少年にみられる挑戦の忌避は、彼ら自身の問題というよりむしろ失敗と再挑戦を許容しない今日の我々大人たちの社会の反映とみることもできる」と述べているのと対照的である。

非行をおかす少年に親から虐待されて育った経験をもつ者が多いことは、当連合会が2001年に行ったアンケート調査(一般高校生群に比較し犯罪少年群は被虐待体験を持つ割合が高い)、法務省法務総合研究所が行った調査(少年院在院中の子どもの約50%に虐待経験あり)等により明らかである。

非行は、少年の資質と少年のおかれた環境の相関関係により生ずる。なかでも、少年の成長を支える家庭、学校、地域、その他の環境がもたらす影響が大きい。非行をおかす少年は、家庭崩壊や貧困あるいは過度に競争的な学校教育の中で(この点は、「1998年勧告」が改革するように述べている)、人間としての尊厳が保障されず、成長過程において不可避免的に生ずる不満、悩み、情緒不安に対し、適切な大人の指導や援助を受けられなかった者がほとんどである。それ故に、非行対策として何よりも必要なのは、

大人が、少年の悩みや不満を受容し聞き取る姿勢をもつこと、少年の参加と意見表明を保障し、自己決定を可能な限り尊重して、主体性の確立を促すこと、そのなかでこそ、少年の自律性と他者の人権を尊重するという意識が育まれるという観点を重視すること、上記観点に立った大人の側の対応を保障するために、精神的にもゆとりのある家庭、学校、職場、地域づくりをすすめること、上記の家庭、学校、地域等の実現を援助するために、国や自治体が福祉、教育、雇用政策を積極的にすすめ、地域社会の人々とともに、少年の成長を支える場と環境づくりをすすめることである。

このことは、1985年に国連が採択した「少年司法運営に関する国連最低基準規則」(ベキンルールズ)1条(基本的展望)、1990年の「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」(リヤドガイドライン)にもうたわれている。

「報告書」もまた、青少年の健全育成を「青少年が『今を充実して生きること』とともに、『将来に向かって、試行錯誤の過程を経つつ、一人前の大人へと成長していくこ

と』を支援するという、長い時間軸をもった、より総合的な営み」と位置づけた上で、「従来、青少年に関する問題は、例えば、育児や雇用問題については厚生労働省、学力については文部科学省、少年犯罪については警察庁や法務省などが中心となってそれぞれ対応してきた。しかし、現出する新たな問題は、共通する今日の社会経済状況を背景にして相互に関連している。したがって、その対応についても教育、福祉、雇用、社会環境などの分野をまたがって有機的に連携・協力して行われる必要がある」と述べ、この視点を尊重している。

「提案」が「少年は加害者であると同時に被害者でもある」との見方に疑問を投げかけ、これを否定しようとしていることは、上記視点の否定につながり、少年非行対策の方向性を大きく誤らせかねないものである。

(3) 少年法の根本理念(1条)を覆す「公衆保護」目的

「提案」は、「国民の十二分な議論が必要であり直ちにできるものではない」との前提に立ちつつも、少年法1条が「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う……」ことを同法の目的としていることに対し、「保護という枠組みのままで、親も含め自己責任を自覚することには無理があり、『罰』という形であるかどうかは別としても、なんらかの形で『悪いことをした』ということを加害者に積極的にわからせる必要性は高い…」とし、アメリカの例を引きつつ、「もはや従来の考え方の延長で行っていても国民の治安維持に対する期待には応えられない」と、「『少年保護』とならんで『少年犯罪から公衆を保護すること』を少年法の目的とすること」につき議論を開始すべきことを発案している。

この発案は、まさに少年司法を含む国の少年非行対策の根幹に関わるものであり、万一これが肯定されれば、これまでの少年司法・非行対策がその根底から覆されかねない重大な発案である。このような重大な発案をするには、本来、まずもって矯正段階を含む現在の少年司法が非行対策として功を奏しているのか否かが実証的に研究され、その結果から見てこれまでの保護主義に変更を加えなければならない理由があるのか否かが判断されるべきである。

ところが、鴻池前国務大臣は、何らこのような実証的研究もなしに、むしろ前記のとおり「報告書」とはまったく異なる誤った現状認識をもとに発案しているのであって、青少年育成推進本部担当たる国務大臣が軽々にこのような発案をすることに、驚きと疑問を禁じ得ない。

そもそもアメリカの少年法が公衆の保護をその目的に加え、厳罰化の一途をたどった結果については、犯罪抑止という一般予防目的の達成に成功しなかったばかりか、特別予防の面においても、過剰な施設収容が少年の社会復帰を困難にさせ、むしろ再非行率を高める結果さえ生んでいると批判的に評価されている(日本評論社、葛野尋之著「少年司法の再構築」)。これに対し、近年、ドイツ、イギリスなどでは、実証的な調査に基づき、応報刑から改善更生のための施策充実への転換が図られている。鴻池前国務大臣の発案は、これらの国の経験と教訓に逆行するものと言わなければならない。

なお、少年法は決して社会の安全に無関心なわけではない。少年法は、未成熟故に非行をおかした少年に対して保護処分によって教育し、立ち直らせて、社会に再統合して

いくことを通じて社会の安全に寄与するという刑事政策的役割を担っており、それは概ね良好に機能してきたのである。

(4) 健全育成を損なう「非公開原則」(少年法22条2項、61条)の見直し

「提案」は、「公衆保護目的」と同様、「国民の十二分な議論が必要であり直ちにできるものではない」としながらも、「非公開原則」の見直しにつき議論を開始すべきことを発案している。

しかしながら、「非公開原則」は、少年の立ち直りと社会への再統合に欠かせない、少年法の根幹をなす原則であって、これを見直すことは、保護主義の放棄に等しい。「提案」が言う「過去の事件を教訓に」するための情報開示そのものは、氏名・住所等少年を特定する情報を要せず、既に神戸須磨事件、佐賀バスジャック事件、長崎幼児誘拐殺人事件等、近年の重大な少年事件において、家庭裁判所の運用上の努力によってかなりの程度まで開示されている実情にある。また、被害者への情報の開示については、2000年の「改正」で、少年法5条の2に基づき、裁判所の裁量により被害者に少年事件記録の閲覧・謄写が認められるようになっており、審判の要旨についても必要に応じ告げられている。また、被害者が審判廷に入ることも、意見陳述の機会、あるいは少年審判規則29条に基づく裁判官の裁量により、必要があれば認められる。

これらを踏まえつつ、なおかつ「非公開原則」の見直しを言うとするれば、結局、少年審判を被害者以外の一般市民やメディアに対して公開したり、少年の氏名・住所等、個人を特定する情報を開示することにその意味があることになる。このような一般的公開は、まさに少年に犯罪者としての烙印を押し立て立ち直りを阻害し、地域社会への復帰を困難にするもので、保護主義の理念に真っ向から反するものと言わなければならない。

「提案」は、2「少年による犯罪が行われた場合の対応」の「少年事件の情報の開示」において、(a)審判が不開始あるいは不処分となった場合についても、保護観察官、警察職員、児童相談所職員など公務員のみへの情報提供など一步踏み込むことや、(b)「凶悪な犯人が逃亡している場合に、犯人が少年だからといって容貌等を公開しないことは、更なる犯罪を引き起こす可能性を大きくする」との理由から、「少年事件の公開手配」を見直すことを提案している。

(a)は、そもそも「審判不開始」や「不処分」と保護処分の法律上の差異を度外視した提案であるとともに、本意見書の6に後述するとおり、少年に対し監視のための連携を強めようとするものであって認められない。

(b)は、成人の場合でさえ、捜査段階での公開手配には「無罪の推定」との関係で高度の慎重さが要求されるどころ、健全育成を目指すべき少年の場合に容貌等の公開を含む公開手配を提言するなど、甚だしく少年の人権と少年法の理念を軽視するものと言わなければならない。少年事件においては、共犯事件が多く、共犯少年の供述においても被害者の供述においても、当該非行に誰がどのように関わっていたかを判別することが困難である場合が多い。また、共犯とされる少年たちの判断能力の未熟さや迎合しやすさ、適正を欠いた捜査などの結果、実際には非行に加担していない少年を共犯と名指しする例も珍しくない。万一、少年がえん罪によって公開手配された場合の取り返しのつかない弊害を考えれば、少年の公開手配はむしろ禁じられるべきである。

4．触法少年に対する警察の捜査の問題性

(1) 警察法・刑事訴訟法を無視する触法事件の捜査

「提案」は、「触法事件についても警察が捜査あるいは捜査に準じた調査を行えるようすべきである」と言う。

ところで、警察法2条1項は、警察の責務を「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」と規定し、同条2項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と規定している。

警察の責務のうち、犯罪の捜査と被疑者の逮捕は「司法警察」と呼ばれ、その他の責務は「行政警察」と呼ばれる。「司法警察」は、特定の犯罪に対する刑罰権の作用であり、刑事訴訟法の適用を受け、刑事訴訟法189条1項に基づき、司法警察職員たる警察官によって遂行される。そして、同条2項は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」と規定しているのである。

以上のとおり、司法警察職員の捜査権限は、あくまでも犯罪捜査の目的に限って付与されているものである。したがって、警察の捜査権限が及ぶのは、犯罪が成立する可能性がある場合に限られる。すなわち、およそ公訴提起の可能性がない場合には、警察の捜査はできないというのが刑事訴訟法の大原則である。けだし、警察の捜査には、被疑者本人はもちろん、その家族、学校関係者、職場関係者はもとより、聞き込み調査の対象になる人も含めて、広範な国民の身体の自由、財産権、プライバシー、平穏な生活等を侵害する危険が内在しているからである。

これに対し、14歳未満の少年の触法事件は、刑事責任年齢が14歳以上であることから、そもそも犯罪として成立する可能性が無く、警察法2条2項の謙抑主義からしても、捜査権限を行使できないことは当然であり、これを触法事件にまで及ぼそうとすることは、同項が禁じる権限の濫用に当たると言っても過言でない。

したがって、14歳未満の少年について、警察に捜査類似の権限を付与する提案は、刑事訴訟法の大原則を壊し、少年のみならず捜査の対象となる国民の人権保障に重大な脅威を与えるものと言わなければならない。

(2) 「提案」に欠ける少年法と児童福祉法の整合的理解

触法少年が家庭裁判所の審判に付せられるためには、児童相談所長等が少年を家庭裁判所に送致することが必要とされ(少年法3条2項)、児童相談所先議とされていることから明らかとなっており、触法少年は「要保護児童」として位置づけられ、福祉的保護によって立ち直りを援助しようというのが法の趣旨である。すなわち、少年法と児童福祉法は、14歳未満の触法少年は情緒や自我の障害、未発達という問題を抱えており、それらを正しく再形成するためには司法的保護によるより福祉的保護による方が適切であるとの立場にたっているのである。

これに対して「提案」は、刑事訴訟法上の警察権限をこの福祉的保護にも及ぼそうとするものであって、少年法と児童福祉法の整合的理解を欠くものと言うほかない。

(3) 根拠のない触法事件の現状認識

「提案」が「最近、少年事件についても否認事件が多くなってきており罪の意識を自覚しない少年が増えているとされる。少年法の目的である『性格の矯正』につながる自己責任を自覚させるためにも、十分な捜査あるいは捜査に準じた調査により証拠を確保し、事実を十分解明することが罪を認識させることにつながる」と述べている点は、何らの科学的根拠に基づかない独自の見解であるというべきである。

まず、最近の少年事件について、否認事件が多くなっているという前提が何ら統計学的な数字に裏付けられていない。特に、14歳未満の少年が事件を否認する例がどれほどあるというのか不明である。

仮に14歳未満の少年が事件を否認したとしても、そもそも触法行為をしていないのであれば否認するのは当然である。また実際には触法行為をしているのに否認するという例を考えても、そこから直ちに「罪の意識を自覚しない少年が増えている」という結論に至ることは短絡的である。罪の意識を感じるからこそ、これから自分がどのようになるのか分からずに、怖くなって否認するというのも、幼い少年の心理として大いにあり得るからである。にもかかわらず、警察が強力な捜査権限を行使して証拠を収集し、それを少年に突きつけた上で事実を認めるよう迫ることは自白の強要に繋がりがねない。少年が「罪の意識を自覚」し更生に向けて歩み出すためには、まさに福祉的な手続きの中で、弁護士・調査官・児童福祉司等の適切な援助により少年が抱えている不安を払拭しつつ、自ら話ができるように導くことこそが必要なのである。ことに過去に虐待を受けるなど、大人に対する恐怖心を抱いている14歳未満の少年に対し、福祉機関とは異なる目的や視点、技法をもつ捜査機関が取調べを行うということは、少年の更生に対してマイナスの方向に働く危険性が高いと言わなければならない。

(4) 必要性に欠ける警察による独自の捜査

「提案」自体認めているとおり、現行法上も、家庭裁判所が審判のために必要があると判断した場合には、裁判所は少年法15条16条に基づき警察官等に必要な援助をさせることができるのであるから、この規定により、客観証拠を集めることができる。したがって、審判における事実認定という目的は、現行法の規定でも十分に達せられるのであって、これを超え、警察に独自の捜査権限を付与すべきではない。

5. 少年院入所年齢の引き下げの問題性

「提案」は、14歳未満の非行少年（触法少年）であっても重大な犯罪をおかした場合には少年院での処遇が可能となるよう少年院収容年齢の引き下げを発案している。

しかし、この発案には、次のような問題がある。

(1) 少年法と児童福祉法の整合的理解の欠如

先に述べたとおり、少年法と児童福祉法は、14歳という年齢によって対応を分け、14歳未満の触法少年に対しては、司法的保護ではなく福祉的保護によって立ち直りをはかろうとしているのであり、「提案」が、「たまたま年齢が14歳未満であったというだけで教育効果の高い少年院での処遇を否定すべきでない」と述べている点は、両法の整合的理解をまったく欠く見解と言うべきである。

(2) 児童自立支援施設の処遇に対する無理解

「提案」は「施設の機能自体は、生活指導であり少年院と大差はない」と述べているが、これは児童自立支援施設における処遇の実情と特徴についての無理解を示すものである。

少年院は法務省管轄の矯正施設として拘禁性を強く有する。これに対して、児童自立支援施設は厚生労働省の管轄にあり、心身の発達の問題ゆえに非行のある触法少年に対して家庭的な暖かさをもって生活指導・学習指導・作業指導を行い、少年の立ち直りを援助する施設である。

児童自立支援施設において、触法少年は外部との接触については制限されているが、施設内の学校で学び、クラブ活動を行い、食事も世間一般の食材で作られた食事を摂るなど、少年院とは違った家庭的雰囲気の中での福祉的な処遇を受けている。児童自立支援施設での教育は、少年院の矯正教育とは質的な違いがあるのである。

(3) 必要性に欠ける年齢引き下げ

現状において、「提案」のように唐突に少年院収容年齢引き下げを検討しなければならない事情は何ら存在しない。

「提案」は、長崎幼児誘拐殺人事件を念頭に置いてかかる提案をしていると考えられる。しかしながら、過去にも14歳未満の少年による殺人事件が発生しているが、現行法の趣旨にそった対応がなされ、取り立てて制度を変える必要性などは問題にされていない。今回の長崎幼児誘拐殺人事件についても、家庭裁判所は児童自立支援施設における処遇を決定し、少なくとも現時点で直ちにこの処遇に支障があるかのような問題提起はされていないのであるから、処遇の推移を冷静に見守るべきである。その上で、仮に処遇のための専門職員の補充等、何らかの改善が必要ならば、児童自立支援施設そのものの改善をはかるべきである。このような事実の検証もなしに少年院収容年齢を引き下げる発案をするのは本末転倒であり、短絡的と言わざるを得ない。

6. 「関係者の連携したサポート体制の構築」の問題性

「提案」では、少年非行に対しては、学校・警察・福祉・補導員・保護司・家裁・民間ボランティアなどが連携し、チームとなって対応していくこと、特に少年に対する情報の共有が必要であるとされている。情報交換による連携から対処行動への連携が問題行動の早期発見・対応を可能にするとしたうえで、必要な法制化を求めている。

しかし第1に、少年に関する情報の共有を、少年非行の防止や社会防衛のために安易に認めることは、少年のプライバシーを侵害する危険がある。警察が犯罪の鎮圧、抑止という責務上得た情報と、教育福祉的使命を果たす過程で得た学校等の有する情報とは、

情報の当事者の同意や予測が異なっており、情報当事者の意思を無視して交換することは許されない。こうした当事者の情報は、公務員の守秘義務によって保護されているものである。とりわけ、こうした秘密保護のもとで情報の当事者は教育福祉機関に対して安心して情報を提供し、当該機関はその機能を十全に果たしうるという関係がある。警察と学校等との間で安易な情報交換が行われるならば、学校等の教育福祉機関は当事者との信頼関係を失い、その機能を果たし得なくなることは必至である。非行防止のために第一義的に大切なことは、子どもに対して十分な教育福祉的な関与がなされることであるが、「提案」のような安易な情報交換は、この第一義的な役割を担う機関の機能を低下させるものであり、本末転倒である。

また、関連各機関が収集した情報を特定の少年について名寄せするように集め、各機関が共有するということは、社会が特定少年に対して問題少年としてのレッテルを貼ることになりかねず、少年の更生にとって重要な自尊心を傷つけ、社会の中での居場所を奪うことになる。少年の自尊心や居場所の重要性については「報告書」にも指摘されているとおりである。

第2に、「提案」が「対処行動への連携」とそのための法整備について発案している点については、慎重な検討が必要である。「報告書」は、少年犯罪への対応の方向性について、「各年齢期を通じた総合的な取組」が必要であるとして次のように述べる。すなわち、「補導活動や少年事件捜査の体制、犯罪を犯した少年の処遇体制を充実させていくことが重要である。特に、少年の多くが思春期を過ぎると犯罪を犯さなくなる傾向があることや、凶悪犯の割合がそれほど高くないことを考え合わせると、犯罪を抑止的に防止することと併せて、事件を起こした少年への適切な配慮や保護により円滑に社会に適応させることが、将来の成人の犯罪発生率を抑制する観点からも重要である」として、刑事司法的対策について述べた後に次のように指摘する。「より根源的な対応としては、すべての少年がそもそも犯罪を志向しないよう最大限努力することが重要である。（中略）知識としてではなく行動に反映されるものとなるよう規範を内在化させるための支援が必要である。年齢段階に応じた多くの人とのふれあい、集団遊び・集団活動、社会に参画し様々な試行錯誤をすることなどを伴うことによって、規範意識や行動をコントロールする力を強化することができる。（中略）少年が、人間への基本的信頼や愛情を持ち、さらには自尊感情を持てるような心理基盤を得られるようにすることが必要である。また、犯罪の予防や更生のためには、若者の内面に対応するだけでは不十分であり、雇用環境等の改善を図り少年が将来に対して明るい展望を持てるようにすることが必要である。（中略）思春期から青年期にかけては、帰属意識を持てる場や自分らしく過ごせる場があることが、あふれるエネルギーを前向きにいかすためには重要である。家庭、学校、職場だけでなく、そこに自分の居場所を見いだせない者も含め少年たちにとって、物理的にも心理的にも居場所となる場所づくり・空間づくりを支援していくことが必要である」そして、このような対応策を実施するためには「多様な特性や事情を抱える少年や家庭に対して、適切な時期に適切な支援が行われるよう、公的なものだけでなく民間協力者等も含めた場や人材を充実させ、多様な支援の機会が提供されるようにすることが必要である」と指摘している。

「報告書」の上記指摘は少年非行対策として極めて重要な視点を提供している。警察と学校等の教育機関、福祉機関とは行動規範や指導理念が異なる。警察は犯罪の予防と鎮圧を通じて社会秩序を維持することを責務とし対象者に対する不信が行動規範となる。これに対して、学校等教育機関の指導理念は、子どもの成長する力への信頼であり、その違いは大きく正反対と言っても過言ではない。それぞれの機関がその役割にしたがい少年に対して適切かつ多様に関わることが重要なのである。相反する行動規範、指導理念を有する機関が安易に情報の共有を前提とした、対処行動の連携を行うということは、少年を監視する社会を作り出す危険があり、少年非行対策としては逆効果である。監視社会の中では子どもは豊かに育たない。学校内で発生した特定の暴力事件等について、警察の関与が必要とされる場合のあることを否定するものではないが、「提案」のような安易な連携については慎重な検討が必要である。

7. まとめ

以上述べたとおり、「提案」は、実証的根拠や統合的な法の理解に欠け、特定の少年重大事件を念頭に安易にこれを一般化し、短絡的に制度の変更を発案しようとするものであるから、「大綱」に盛り込むような取り扱いをすべきでない。

以 上